

令4福情答申第7号

令和4年11月25日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信 様

(教育委員会職員部労務・給与課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和3年11月9日付け教労給第296号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市教育委員会所属の特定職員の学校の異動肩書がわかるもの及び専門教科がわかるもの」に係る非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市教育委員会所属の特定職員の学校の異動肩書がわかるもの（以下「本件対象文書①」という。）及び専門教科がわかるもの（以下「本件対象文書②」という。）」について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、本件対象文書①については妥当であるが、本件対象文書②については、福岡市教職員人事カードを本件対象文書として特定したうえで、改めて福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第11条の規定による決定等を行うことが妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年10月12日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年10月4日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和3年10月12日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年10月18日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

特定職員の経歴の書類はないのだろうか。

特定職員の経歴からすれば、公人ではないだろうか。

異動については新聞に載るので個人情報ではないと聞いた。

教育委員の人は福岡市ホームページに顔写真まで出ている。

開示をお願いしたい。

(2) 反論意見書における主張

特定職員については、その経歴から教育委員会において中心的役割を担っていると聞いており、そのような者は公人ではないだろうか。

現在は、教育長の経歴や住所は公開されているのだろうか。ぜひそちらもお願いしたいと思う。

これは公人、公職の判断だと思う。

市長や議員は、住所、家族、資産は公開である。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件処分は、処分庁が条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 弁明の理由

(ア) 本件対象文書①について

㊦ 公開請求対象文書について

教職員の異動履歴が記載された文書として「履歴書」があり、内容は、氏名、年齢、異動歴、発令年月日等である。異動歴は、発令をもとに、所属校にて追記していき、教職員の人事管理に使用している。

㊧ 本件対象文書①に係る本件処分について

「福岡市情報公開条例の解釈及び運用」によると、条例第7条第1号の「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいうとされ

ている。

今回、公開請求対象文書である履歴書に掲載されている情報は、対象となる職員に関する情報であるため、前述の「個人に関する情報」に該当し、非公開情報とすべきであると考えます。

また、条例第1条ただし書きのウにより、個人に関する情報であっても「公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は公開しなければならないとされているが、「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、職務を遂行する場合における当該活動についての情報であり、所属校にて人事管理上作成している異動歴はこれに当たらないと考える。

(イ) 本件対象文書②について

教職員の専門教科については、当該文書を作成していない。小学校教諭は全教科を、中学校・高等学校教諭は採用区分の教科を担当するので、新たに専門教科についての資料を作成する必要はなく、採用区分をもって人事管理を行っている。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書①に係る本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書①の特定について

(ア) 審査請求人は、本件公開請求において、福岡市教育委員会所属の特定職員の「学校の異動肩書がわかるもの」の公開を求めている。

(イ) 実施機関によると、当該特定職員は、以前、教職員として学校に勤務した経歴を持ち、現在は教職員以外の職で勤務している職員であるところ、教職員としての異動履歴が記載された文書として「履歴書」があり、この履歴書には、氏名、年齢、異動歴、発令年月等が記載されているとのことである。

(ウ) 当審査会において当該「履歴書」を見分したところ、審査請求人が求める「学校の異動肩書がわかるもの」に合致する内容の記載がなされているため、実施機関が「履歴書」を本件対象文書①として特定したことは妥当であると

認められる。

そして、実施機関は、本件対象文書①が条例第7条第1号（以下「第1号」という。）の非公開情報に当たる旨主張しているので、以下、その妥当性を判断することとする。

(2) 第1号について

第1号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定している。

もっとも、第1号は、本文に該当するものであっても、第1号ただし書に該当する場合には公開しなければならない旨を規定している。

まず、第1号ただし書アの規定は、個人情報に該当する場合であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、非公開情報から除外することを定めるものであるが、このうち、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいい、また、公にすることが予定されている情報とは、公開請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報という。

次に、第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(3) 第1号該当性について

当審査会において本件対象文書①である「履歴書」を確認したところ、そこに記載された詳細な人事記録は、職員個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であり、第1号本文に該当することが認められる。

そこで、以下、本件対象文書①に記載された情報について、特定職員が公務員であることから、まず、第1号のただし書ウに規定する職務の遂行の内容に係る情報に該当するかどうかを判断し、その上で、さらに第1号ただし書ア又はイに該当するかどうかを判断することとする。

(ア) 第1号ただし書ウ該当性について

当審査会において確認したところ、特定職員は、以前教職員として学校に勤務した経歴を持ち、現在は教職員以外の職で勤務している職員であることが認められる。

そうすると、本件対象文書①は、教職員として勤務していた際の異動履歴が記載された文書であって、職員の任用、給与、勤務能率、身分保障、その他職員の人事関係事務に用いるために実施機関によって保管されているものであると認められる。

その趣旨に鑑みると、本件対象文書①に記載された詳細な人事記録は、職員の人事管理上必要とされる職員個人の身分取扱いに係る情報であって、当該職員の職務の遂行に関する情報とはいえないから、第1号ただし書ウには該当しないものと認められる。

(イ) 第1号ただし書ア又はイ該当性について

各年度当初の教職員の異動に関する情報については、新聞において掲載され、これを追うことで教職員の経歴の一部を知ることが可能となるものの、これらは単に各年度当初時点における教職員の配置先を明らかにしているものにすぎず、このことをもって、教職員としての異動歴を時系列的に記述した詳細な人事記録が、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ということとはできない。また、本件で対象となっている特定職員については、その経歴等が実施機関によって公表された事実もない。したがって、いずれにしても、本件対象文書①は第1号ただ

し書アに該当しないものと認められる。

また、本件対象文書①に記載された特定職員の履歴については、その内容及び性質から、第1号ただし書イに該当しないものと認められる。

(ウ) 小括

以上のとおり、本件対象文書①に記載された特定職員の履歴については、第1号本文の非公開情報に該当すると認められ、実施機関が行った本件決定は、妥当である。

2 本件対象文書②に係る本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書②について

審査請求人は、本件公開請求において、特定職員の「専門教科がわかるもの」の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、小学校教諭は全教科を、中学校及び高等学校教諭は採用区分の教科を担当し、この採用区分をもって人事管理を行っていることから、新たに専門教科がわかる文書については作成していないとして、文書不存在を理由に本件決定を行っていることが認められる。

そこで、当審査会としては、以下、本件対象文書②の特定の妥当性について検討する。

(2) 本件対象文書②の特定の妥当性について

(ア) 当審査会において実施機関に確認したところ、専門教科と採用区分の違いについて、法令等において専門教科という用語についての定義はないため、個人の考え方に基づく専門領域等ととらえているとのことであった。

また、これに対し、採用区分とは、「職名」「教科」が記載された情報であって、人事管理上用いられるものとのことであった（なお、「小学校教諭」については、全ての教科を担当することになるため、「教科」の記載はない。）。

(イ) 一方で、実施機関によれば、審査請求人が求める公文書の範囲が、実施機関が主張する個人の考え方に基づく専門領域等と同一であるかについて、審査請求人に対して確認は行っていないとのことであった。

そうであれば、本件対象文書については、本件公開請求書の記載内容から合理的に判断するほかなく、当該記載内容を踏まえれば、その範囲は、実施

機関が主張する個人の考え方に基づく専門領域等か確認できるものにとどまらず、広く、特定職員が教職員として学校に勤務していた際の担当教科を確認できるものも含む可能性は否定できない。

そこで、当審査会から実施機関に対し、担当教科と関連して人事管理上使用する「採用区分」についての文書の有無を確認したところ、福岡市教職員人事カードが該当することが認められた。

(ウ) 以上のことから、実施機関による本件対象文書の特定は妥当でなく、実施機関は、福岡市教職員人事カードを本件対象文書として特定したうえで、改めて条例第11条の規定による決定等を行うことが妥当である。

以上により、本件各決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月11日	実施機関からの諮問
令和4年1月31日	実施機関の弁明意見書を収受
令和4年2月14日	審査請求人の反論意見書を収受
令和4年7月6日（第2部会）	審議
令和4年8月8日（第2部会）	審議
令和4年9月5日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和4年10月3日（第2部会）	審議
令和4年11月2日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子